

島根原子力発電所第2号機 要目表4点セット差異リスト(工事計画:原子炉本体)

No.	図書番号	図書名称	該当頁	差異内容	差異理由	備考
1	NS2-本-001	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉本体(本文)	P.1-1-6	燃料体の主要寸法および材料の記載項目(燃料集合体平均濃縮度等)について、先行審査プラントと差異がある。	燃料体の記載については、経過措置の扱いとなっており、先行審査プラントにおいても差異があり、島根2号機の記載は、既工事計画の記載をもとに整理している。	
2	NS2-本-001	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉本体(本文)	P.1-1-8	チャンネルボックスの材質として、先行審査プラントでは「ジルカロイ-4」と記載しており、島根2号機では「ジルカロイ-4又はジルカロイ-2」と記載している。	島根2号機の既工事計画において、炉心形状の記載にチャンネルボックス材質として、「ジルカロイ-4又はジルカロイ-2」と記載している。このため、「ジルカロイ-4又はジルカロイ-2」と記載している。	
3	NS2-本-001	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉本体(本文)	P.1-1-15	中央燃料支持金具の種類について島根2号機は「四体支持形」だが先行審査プラントでは「4体支持形」と記載している。	「四体支持形」は島根2号機固有の名称であり、建設時工認からこのような記載としているため。	
4	NS2-本-001	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉本体(本文)	P.1-1-16	周辺燃料支持金具の種類について島根2号機は「一体支持形」だが先行審査プラントでは「1体支持形」と記載している。	「一体支持形」は島根2号機固有の名称であり、建設時工認からこのような記載としているため。	
5	NS2-本-001	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉本体(本文)	P.1-1-18~20	原子炉圧力容器の部位名称について、以下の通り先行審査プラントと相違している。(島根2号機→先行プラント) ・「上鏡」→「上部鏡板」 ・「下鏡」→「下部鏡板」 ・「円筒胴」→「胴板」 ・「上ぶたフランジ」→「鏡板フランジ」 ・「胴体フランジ」→「胴板フランジ」	部位名称については島根2号機設備の固有名称であるため。	
6	NS2-本-001	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉本体(本文)	P.1-1-24	原子炉格納容器スタビライザの部位名称について、以下の通り先行審査プラント(女川2及び東海第二。柏崎7号に原子炉格納容器スタビライザはない。)と相違している。(島根2号機→先行プラント) ・「パイプ」→「管」	部位名称については島根2号機設備の固有名称であるため。	
7	NS2-本-001	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉本体(本文)	P.1-1-27	制御棒駆動機構ハウジング支持金具のうちサポートビーム長さ(最長ビーム)の主要寸法については、島根2号機でのみ記載をしている。	島根2号機では建設時工認から記載をしていた主要寸法の値であるため引き続き記載している。	
8	NS2-本-001	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉本体(本文)	P.1-1-27	制御棒駆動機構ハウジング支持金具の部位名称について、以下の通り先行審査プラントと相違している。(島根2号機→先行プラント) ・「サポートブロック」→「サポートバー」	部位名称については島根2号機設備の固有名称であるため。	
9	NS2-本-001	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉本体(本文)	P.1-1-38	高圧炉心スプレイ系配管(原子炉圧力容器内部)の部位名称について、以下の通り先行審査プラントと相違している。(島根2号機→先行プラント) ・「パイプ」→「配管」	部位名称については島根2号機設備の固有名称であるため。	

No.	図書番号	図書名称	該当頁	差異内容	差異理由	備考
10	NS2-本-001	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉本体(本文)	P.1-1-39	低圧炉心スプレイ系配管(原子炉圧力容器内部)の部位名称について、以下の通り先行審査プラントと相違している。(島根2号機→先行プラント) ・「パイプ」→「配管」	部位名称については島根2号機設備の固有名称であるため。	
11	NS2-添1-010	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉本体(添付書類)	P.24	差圧検出・ほう酸水注入系配管(ティーよりN11ノズルまでの外管)の設定根拠において最高使用圧力及び最高使用温度の設定根拠を先行審査プラントでは記載していない。	島根2号機では、要目表に最高使用圧力及び最高使用温度を記載している場合は設定根拠においても記載するルールとしているため。	
12	NS2-添1-010	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉本体(添付書類)	P.32	低圧注水系配管(原子炉圧力容器内部)を圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(残留熱代替除去系)として使用する場合の機能で先行審査プラントでは以下の記載をしている。 「原子炉圧力容器は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、熔融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。 系統構成は～(プラント毎による)～熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を防止又は遅延できる設計とする。」	島根2号機は、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するための設備として、低圧原子炉代替注水系(常設及び可搬型)を使用する整理としており、残留熱代替除去系は使用しないため。	
13	NS2-本-001-A	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉本体(設備リスト)	P.1-2-7	島根2号機のみ制御棒駆動機構ハウジングを炉心支持構造物及びクラス1機器として申請している。	制御棒駆動機構ハウジングは原子炉圧力容器を貫通していることから、技術基準規則の炉心支持構造物及びクラス1機器の定義に基づき炉内側を炉心支持構造物、原子炉冷却材圧力バウンダリとなる炉外側をクラス1機器として定めているため。	